

羽曳野市建設工事等の入札談合に係る情報の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事等（工事関連業務を含む。以下同じ。）の入札の適正を期し、入札談合に関する情報（以下「情報」という。）に対する的確な対応を行うため、その取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、情報とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1項第1号の規定に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第2項の規定による談合の行為に関して本市に寄せられたものをいう。

(審査又は調査に値する情報の基準等)

第3条 情報のうち、次の各号に掲げる条件のすべてを満たすものについては、審査又は調査に値する情報（以下「要審査情報」という。）として取り扱うものとする。

- (1) 情報提供者（情報を本市に直接提供する者をいう。）及び情報通報者（報道機関その他の情報を本市に対して、間接的に提供するものをいう。）の氏名及び連絡先（電話番号等）が明らかであること。
- (2) 当該情報に係る入札の工事名称、落札予定業者名及び具体的な落札予定価格が提示されていること。
- (3) 談合に関与した者の氏名、談合が行われた日時、場所、方法その他談合に参加した当事者以外には知りえない内容を含んでいること。

2 要審査情報に該当しない情報であっても、入札に関する状況等から、要審査情報と同等に取り扱う必要があると認められるものについては、要審査情報として取り扱うものとする。

(委員会の設置)

第4条 市長は、情報について審査及び調査をさせるため、羽曳野市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者をもって構成する。

- (1) 委員長 市長が指名した者
- (2) 副委員長 市長公室長
- (3) 委員 総務部長、土木部、都市開発部、下水道部の各部の部長級にあたる職員と総務課長並びに発注工事の担当部長及び課長

3 委員長は、情報が要審査情報に該当するか否かを判断するものとし、これを要審査情報と判断したときは、委員会を招集し、会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員長が不在のときにその職務を代理する。
- 5 委員長は、情報の内容を審査し、又は調査し、信ぴょう性があるか否かを判断する。
- 6 委員会は、前項の規定により信ぴょう性があると判断した情報（以下「信ぴょう性のある情報」という。）について、入札に参加しようとする者に対して事情聴取等の方法により事実の確認を行うことができる。
- 7 委員会の事務局は、総務部契約検査課に置くものとする。

（公正取引委員会等への通報）

第5条 市長は、信ぴょう性がある情報を、公正取引委員会及び警察署へ通報するものとする。

（談合情報が寄せられた入札の取扱い）

第6条 市長は、入札結果のうち落札予定価格が「ぐらい」、「約」等確定的でない金額で寄せられたものは除き、その内容がすべて一致したときは、当該入札を無効とする。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、第4条第6項に規定する事情聴取等により、談合の事実が明確に確認されたときは、入札を無効とし、入札の執行を中止し、若しくは契約を解除し、又は必要な措置を取ることができる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、入札談合に関する情報の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。